

## 株式売買契約(案)の概要

### 1. 契約の当事者

預金保険機構

(以下「持株会社」という。)

野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社(以下「野村FP」という。)、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社(以下「NCP」という。)、及びジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合(以下これらを総称して「買主株主」という。)

なお、本株式売買契約締結後、株式売買実行時までの間に、金融庁の同意を得て新たに持株会社の株主となる者は、「買主株主」が履行すべき債務及び義務を負う。

足利銀行

### 2. 契約の基本的性格

預金保険機構、持株会社、買主株主及び足利銀行は、平成20年 月 日付けで本株式売買契約を締結する。

持株会社は、足利銀行の株式を買い受けることにより同行をその子会社とするとともに、同行が新たに発行する募集株式を引き受けることにより同行の財務内容の健全性を確保し、また、同行をして事業計画を適切かつ確実に履行させることによって、金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理を確保しつつ、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮させていくことを目的として、同行の株式を買い受けることを表明する。

### 3. 資産の買取り・金銭贈与の申込み

持株会社及び足利銀行は、預金保険法に基づく適格性の認定がされた場合には、預金保険機構に対し、不良債権等の資産の買取り及び金銭贈与(株式売買実行日の前日現在の債務超過見込額等)を申し込む。

### 4. 株式売買

預金保険機構と持株会社は、株式売買実行日(平成20年7月1日又は預金保険機構と持株会社が合意した日)に、足利銀行株式を合計1,200億円で売買する。

株式売買は、他の当事者の表明保証違反がないこと、株式売買実行前の義務が履行されていること、整理回収機構による資産の買取りが実行されていること、預金保険機構による金銭贈与が実行されていること、必要な許認可(適格性の認定、銀行持株会社認可及び銀行主要株主認可)を取得していること、事業計画の履行が著しく困難になる客観的状況が生じていないこと等を前提条件とする。

### 5. 募集株式の発行

足利銀行は、持株会社に対して、払込金総額を1,600億円、払込期日を株式売買実行日等とする募集株式を割り当て、持株会社はこれを引き受ける。

## **6．事業計画の履行**

持株会社及び足利銀行は、株式売買実行日から上場までの間（株式売買実行後3年以内に上場した場合には3年間）事業計画（金融庁による変更又は延長の同意を得た場合の変更又は期間の延長後の事業計画を含む。）を適切かつ確実に履行する。

持株会社は、銀行持株会社の認可後速やかに事業計画を公表する。

持株会社及び足利銀行は、毎決算期及び中間期に、事業計画の履行状況を公表する。

持株会社は、金融庁の同意を得た上で事業計画の変更又は期間の延長ができる。

## **7．株式譲渡等の制限**

持株会社、その株主又は足利銀行は、株式売買実行日から上場までの間は、以下の各事項を行う場合は、金融庁の同意を得た上で行う。

持株会社及び足利銀行の株式譲渡（ただし、野村FP及びNCP以外の持株会社の株主は、株式売買実行日から5年経過後は、金融庁の同意を得ずに譲渡が可能。）

持株会社及び足利銀行の株式の議決権比率を変動させる株式等の発行等

持株会社及び足利銀行における合併、会社分割、事業譲渡、重要な資産の譲渡、株式移転、株式交換、解散、事業計画に記載された以外の種類株式の発行

## **8．上場**

持株会社又は足利銀行は、持株会社又は足利銀行の株式を上場させる場合は、持株会社が金融庁の同意を得た上で行う。

## **9．表明保証**

預金保険機構は、契約締結日及び株式売買実行時において、設立及び存続、足利銀行株式の保有等の基本的事項のほか、同機構の知り得る限り、足利銀行の重要な貸付債権が法令等に従って管理され与信審査に関する通常の手続に従って評価されていること、買主株主若しくは持株会社に開示又は公表しているものを除き足利銀行に重要な債務等は存在しないこと等が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

持株会社及び買主株主は、契約締結日及び株式売買実行時において、設立及び存続等の基本的事項のほか、必要な許認可等を取得していること、十分な資金を保有（供給）していること等が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

預金保険機構又は持株会社若しくは買主株主は、表明保証違反があった場合、持株会社又は預金保険機構に生じた損害を補償する。ただし、契約締結日から1年以内に、当該損害の発生の原因となる具体的事実の通知を受けた場合に限る。

## **10．損害賠償**

各当事者は、本株式売買契約の義務違反があった場合、他の当事者に生じた損害を賠償する。ただし、株式売買実行日から1年以内に、当該損害の発生の原因となる具体的事実の通知を受けた場合に限る。